

質問の回答(高尾駒木野庭園)

	質問内容	回答
1	錦鯉の管理及び盆栽の手入れに関する業務の委託 P.3 Ⅲ. 委託料について 「両団体との委託契約に係る費用は、指定管理料確定払分として取扱う。」とありますが、当該委託料は『指定管理者募集要項(高尾駒木野庭園)』のP.3「3 概算払い分を除く指定管理料の上限額」にて提示されている税込額に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	要求水準書 P.3「ク. 資源の有効活用」及び『剪定枝・伐採木の配布に関する運用見直しについて(通知)』に記載のない、梅の実や筍については、配布等の有効活用は認められないとの認識でよろしいでしょうか。	『剪定枝・伐採木の配布に関する運用見直しについて(通知)』では、剪定枝、伐採木の配布の運用を示しており、梅の実や筍の配布等は想定していません。
3	要求水準書 P.5～「(2)公園の維持管理業務」の各項目に「…速やかに補修すること」とありますが、『指定管理者募集要項(高尾駒木野庭園)』にあります指定管理料の「概算払い分」の予算内において、指定管理者が優先順位を決めて対応するとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	募集要項 P.5に「(3)令和8年度の都市公園指定管理者の分類は以下のとおりです。」とありますが、当該情報は、本件応募手続きの何にどのように影響する情報か、ご教示いただけますでしょうか。	本市の都市公園指定管理者を、対象施設ごとに分類したものです。手続き上ご留意いただく点は特にありません。